

## 島根県監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した平成29年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会教育長及び島根県公安委員会委員長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月25日

島根県監査委員	須	山	隆
同	山	根	成
同	大	國	羊
同	後	藤	勇

平成29年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
<p><b>(1) 予算関係事務</b></p> <p>2ヶ年にわたる以下の公共事業（ゼロ国）の執行に当たり、必要な債務負担行為を設定していなかった。</p> <p>大型魚礁設置事業費 101,455,200円 水産物供給基盤機能保全事業費 13,176,000円 離島広域漁港整備事業費 143,100,000円 (漁港漁場整備課)</p>	<p>予算・会計関係職員の研修内容にゼロ国制度を追加し、周知を徹底した。</p> <p>歳出予算の要求様式にゼロ国事業の項目を追加し、予算要求書作成時や議案作成時に突合することでチェック機能を改善することとした。</p>
<p><b>(2) 収入関係事務</b></p> <p>① 調定すべきものを調定していないもの</p> <p>行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定をしていないものがあった。</p> <p>和江地区漁港関連道（電話柱）</p> <p>使用料 1,440円 許可日 平成28年10月20日 調定すべき日 平成29年4月1日 外4件 (浜田水産事務所)</p>	<p>「行政財産の使用許可に係る台帳」を整備し、担当者と決裁者はもちろんのこと、課内全体で適宜、収入調定時期の状況が確認できる体制を整えた。</p> <p>申請書等関係書類を課内の誰でもいつでも確認できるように、関係書類の見える化を図った。</p> <p>今後の当該事務は、収入調定制度を十分に理解した上で行政財産の使用許可に係る手順を整理し、課内で収入調定の遅れが生じないようにチェックを行うこととした。</p>
<p>② 調定の時期が適当でないもの</p> <p>ア 港湾施設の利用許可に係る使用料等の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。</p> <p>別府港2号旅客上屋</p> <p>使用料 3,479,338円 許可日 平成29年4月1日 調定日 平成29年9月13日 外126件 (隠岐支庁県土整備局)</p>	<p>平成29年9月の事案発覚後、発生の経緯及び原因を調査のうえ平成29年10月に再発防止策を策定し、許可事務及び調定事務のチェックリストの記載状況、進捗状況等を係長及び課長で確認することとした。</p> <p>また、新規採用職員に対して業務の一連の流れ等について理解度に応じた説明、一定程度の作業ボリュームがある業務については複数人で対応し、業務に対して組織として取り組むこととした。</p>
<p>イ 行政財産の使用許可に係る使用料の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。</p> <p>浜田漁港（漁港施設用地）</p> <p>使用料 398,300円 許可日 平成29年4月1日 調定日 平成29年7月18日 外1件 (浜田水産事務所)</p>	<p>「行政財産の使用許可に係る台帳」を整備し、担当者と決裁者はもちろんのこと、課内全体で適宜、収入調定時期の状況が確認できる体制を整えた。</p> <p>申請書等関係書類を課内の誰でもいつでも確認できるように、関係書類の見える化を図った。</p> <p>今後の当該事務は、収入調定制度を十分に理解した上で行政財産の使用許可に係る手順を整理し、課内で収入調定の遅れが生じないようにチェックを行うこととした。</p>
<p>ウ 河川の占用許可に係る占用料等の収入調定の時期が3ヶ月以上遅れているものがあった。</p>	<p>業務が特定の職員に集中し、また情報共有がなされていない、他の職員によるチェック機能が働いていな</p>

<p>三隅川</p> <p>占用料 383,620円</p> <p>調定すべき日 平成29年4月1日</p> <p>調定日 平成29年10月17日</p> <p>外300件</p> <p>(浜田県土整備事務所)</p>	<p>かったことが原因であることから、許認可受付台帳や許可手続きを複数人でチェックし、見落としや誤りを防ぐほか、大口占有者の調定にあたっては早期に作業を着手する。</p> <p>進捗については毎朝の朝礼時に課内で情報を共有する。</p> <p>許可事務や会計事務について会議や講習会への参加により十分に把握して行う。</p> <p>以上の実施により事務遅延防止を図っている。</p>
<p>③ 収入の手続をしていないもの</p> <p>浚渫工事によって発生した掘削土を売却する契約の契約保証金について、引渡し完了した時点で、代金の一部として振替収入すべきところ、歳入歳出外現金のまま放置していた。</p> <p>平成28年度分 1件 2,000円</p> <p>平成29年度分 1件 10,000円</p> <p>(浜田水産事務所)</p>	<p>事案について関係課内で情報共有し、同様な不適切事案が発生しないよう注意喚起を行った。</p> <p>定期的に歳計外現金残高を確認することとした。</p>
<p>④ 証紙のはり付けのないもの</p> <p>申請手数料として、証紙が貼付されるべきところ、誤って収入印紙が貼付されていたにもかかわらず、これを受理し、消印していた。</p> <p>建設工事紛争審査会への仲裁申請</p> <p>1件 85,200円</p> <p>(土木総務課)</p>	<p>島根県紛争工事審査会に係る審査会手数料は島根県収入証紙で納める必要があるが、担当者の思い込みにより確認行為が不適切であったために発生した事案である。</p> <p>申請書の審査に当たってはチェックシートを作成し、複数の担当職員で確認した上、決裁時には上司により再チェックを行うよう対応している。</p>
<p><b>(3) 支出関係事務</b></p> <p>① 支払の時期が遅延し、延滞金等が発生したもの</p> <p>ア 職員2名の退職手当について、退職1ヶ月経過後に支払ったため、遅延利息が発生していた。</p> <p>対象元金 216,639円</p> <p>支払期限 平成29年8月31日</p> <p>支払日 平成29年11月30日</p> <p>遅延利息 2,700円</p> <p>外1件</p> <p>(人事課)</p> <hr/> <p>イ 水利権の更新(変更)許可に伴う流水占用料の還付金の支払時期が遅延し、加算金が発生していた。</p> <p>更新許可日 平成29年6月16日</p> <p>還付決裁日 平成29年12月5日</p> <p>還付金額 1,502,660円</p> <p>還付加算金の額 12,000円</p>	<p>事案発生以降、以下の対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・任期満了退職に係る事務チェックリストの作成と当該リストに基づく進捗管理の実施</li> <li>・退職者リストの複数職員による確認</li> <li>・月初日に当月任期満了退職の有無を改めて確認し、グループ内で供覧確認</li> </ul> <hr/> <p>変更許可申請の審査時において、変更許可に伴う占用料の変更及び還付金の有無を確認するよう審査項目を追加し、審査書様式に追記した。</p>

(河川課)	
<p>ウ 電話料金について、支払期限後に支払ったため、延滞利息が発生しているものがあった。</p> <p style="margin-left: 40px;">4 月分電話料金                      324円</p> <p style="margin-left: 40px;">支払期限                      平成29年 5 月22日</p> <p style="margin-left: 40px;">支払日                      平成29年 6 月13日</p> <p style="margin-left: 40px;">遅延利息                      2円</p> <p style="text-align: right;">(浜田教育センター)</p>	<p>今回の事項は、新規で回線料金を支払う際に、「出納員払」とするところを誤って「口座引落払」としたことにより支払いがなされず、翌月に未払いが発生している旨の通知が来てから支払ったため、遅延利息が発生した。</p> <p>今回の事項以降は料金を新規で支払う案件はないが、毎月の料金支払いの通知が「請求書」であるか「口座振替のお知らせ」であるかは必ず確認している。また、資金前渡受領者口座の残高を定期的に確認するよう努めている。</p>
<b>(4) 契約関係事務</b>	
<p>① 法令に違反して契約しているもの</p> <p>2ヶ年にわたる公共事業（ゼロ国）について、執行に必要な債務負担行為の設定がないまま、平成29年度から平成30年度にまたがる契約を行った。</p> <p style="margin-left: 40px;">水産生産基盤整備事業</p> <p style="margin-left: 40px;">西郷漁港 - 5. 5 m岸壁工事</p> <p style="margin-left: 40px;">契約日 平成30年 3 月27日</p> <p style="margin-left: 40px;">工期 平成30年 3 月28日～平成31年 3 月25日</p> <p style="margin-left: 40px;">外 5 件</p> <p style="text-align: right;">(隠岐支庁水産局・松江水産事務所・浜田水産事務所)</p>	<p>(隠岐支庁水産局)</p> <p>ゼロ国事業の入札を起案する際、債務負担行為の議案等を添付することをマニュアル化し、添付がない場合は入札手続を行わないよう改善を行った。</p> <p>(松江水産事務所)</p> <p>2カ年以上にわたる事業の入札においては、債務負担行為の議決、及び国の交付決定通知が確認できるまで改札を行わないように改善した。</p> <p>(浜田水産事務所)</p> <p>事案について関係課内で情報共有し、同様な不適切事案が発生しないよう注意喚起を行った。起案時のチェックシートに、「工期が年度をまたぐ場合、財務承認と議案（繰越又は債務負担）は添付されているか」を追加し、チェックを実施することとした。</p>
<p>② 契約書に契約印がないもの</p> <p>GPS首輪の物品売買契約書（2部）に所長印を押印していなかった。</p> <p style="text-align: right;">(東部農林振興センター雲南事務所)</p>	<p>契約書を作成する必要がある執行伺には公印押印チェック欄を設け、事務所としてのチェック機能の強化を図ることとした。</p>

意見	処理方針・措置状況
<p><b>1 定期監査の結果に関する意見</b></p> <p><b>(1) 内部統制体制の確立について</b></p> <p>今回の監査においては、昨年度に比べ指摘事項、指示事項とも大幅に増加している。</p> <p>また、その内容についても、担当職員の失念、見落としや業務への未習熟といった個人の瑕疵が、組織内で発見、是正されることなく、結果として法令違反の行為や延滞金の発生など県に損害を与える事態を惹き起こした事例が少なからず見受けられる。もとよりヒューマンエラーは不可避免的に発生するものであるが、一つミスが重大な結果につながることをないよう業務の適切な執行を確保する必要がある。</p> <p>折しも、今般の地方自治法改正を受け、現在、内部統制に関する体制整備が検討されているところである。</p> <p>については、内部統制体制の整備に当たっては、知事のリーダーシップのもと、事務の適正性の確保を図るための真に有効かつ効率的な取組となるように、全庁をあげて取り組まれない。</p>	<p><b>(人事課)</b></p> <p>地方自治法の改正により、都道府県及び政令指定都市において、令和2年4月より内部統制制度の導入が義務付けられており、これに向けて、全庁的な体制整備について、関係機関とともに検討を進めているところである。</p> <p>内部統制体制整備の基本的な考え方については、総務省からの助言にあるとおり、その目的は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的が達成されるよう、これを阻害する事務上のリスクを評価し、対応策を講じることで、事務の適正な執行を確保することである。</p> <p>当県においても、今後、令和2年4月からの運用に向け、知事を最終的責任者として職員を指揮監督するための基本方針を策定し、目的達成のために適切に業務を執行する体制の整備を進めていく。</p>
<p><b>(2) 会計事務の適正化について</b></p> <p>今回の監査において指摘、指示とした事項の多くは、収入に関しては調定遅延、債権確保のための督促状未発出、支出に関しては支払時期の遅延による延滞金発生、物品管理においては使用責任者記録簿の記載漏れ、財産管理における行政財産使用許可台帳の不備などであった。これらは、かねて監査において再三指摘し、出納局においても繰り返し注意喚起してきた事項である。</p> <p>このような状況を踏まえると、担当職員への周知や事務引継の徹底を指示するだけでは十分ではなく、所属としてのチェック機能や指導支援体制が確立されることが必要である。</p> <p>については、全庁的な内部統制の構築に併せて、各執行機関においては、所属長の責務として、生じるリスクを把握したうえで必要なチェックや支援の体制を整備し、これが有効に機能しているかを定期的に確認することにより会計事務の適正な執行の確保に努められたい。</p>	<p><b>(各執行機関)</b></p> <p>令和2年4月からの内部統制の運用開始に向け、現在、人事課と出納局において過去の不祥事例、監査委員からの指摘、監査委員との意見交換、他県での不祥事例を踏まえ、そのリスクの影響度や発生可能性を分析したうえで、リスク一覧を作成しているところである。</p> <p>今後、リスク一覧に基づき、各所属がリスクの対応策を検討し、所属としてのチェック体制の強化を図ることで、組織として事務の適正な執行を確保する体制整備を進めていく。</p> <p><b>(公安委員会)</b></p> <p>会計経理の適正を図るため、複数人による確認を徹底するとともに、執行予定額30万円以上の契約については、チェック表を活用し、執行機関の各担当者が執行状況や添付書類をもれなく確認できる仕組みを構築している。</p> <p>また、所属長に対しては、その責務を自覚させるため、所属長として知っておかなければならないポイント</p>

	<p>ト等をまとめた「幹部のための会計事務の基礎知識～会計経理の適正確保のために～」という冊子を毎年度当初に作成し、各所属長に配布している。</p> <p>なお、警察では、従前から、年3回の内部監査を実施しており、警察本部会計課員が各所属（警察署を含む。）に赴き、会計書類の点検と、その結果に基づいた指導を行い、併せて適正経理に関する教養を実施している。</p>
<p><b>(3) 道路占用使用料等の収入調定の遅延について</b></p> <p>県土整備事務所の道路占用料、河川占用料、港湾施設使用料等の収入調定の遅延については、平成26年度会計定期監査において改善に取り組むよう意見を述べたところであるが、依然として収入調定が遅延しているものが多数見受けられ、このうち、調定金額が30万円以上で3ヶ月以上遅延しているものについては指摘事項としたところである。</p> <p>については、改めて各県土整備事務所の実態を把握し、道路占用料等の調定事務の適正化を図るための措置を講じられたい。</p> <p>なお、早期に調定を行っている事務所においても、相当の時間外勤務を行って処理している状況も見受けられるので、検討に当たっては、調定準備への早期着手、所内における弾力的な業務分担の実施、繁忙期に臨時・嘱託職員の加配を行うなど、特定の職員に過度の負担が生じることのないよう十分留意されたい。</p>	<p><b>(土木総務課)</b></p> <p>土木部次長、土木総務課、本庁担当課、各県土整備事務所の部長及び課長による会議で状況の報告と今後の対応について検討を行った。年度末の更新に伴う事務の集中を軽減するため、更新件数の多い申請者との事務的な協議を早期に開始することで遅延を防止することとし、既に取り組みを始めている事務所が作成した事務マニュアルを全事務所へ配布した。</p> <p>事務処理にあたっては従来からデータベースソフトを活用しているが、利用しやすいものとなっておらず一部利用していない所属もあるため、業務が改善できるようソフトの改修を予定している。</p> <p>各所属での事務の分担にあたり、特定の者に負担が集中しないよう配慮する。また、繁忙期に臨時職員の配置を行えるよう予算を措置した。</p> <p>以上について、所属長会議、県土整備事務所部長会議等の機会を利用して周知徹底及び情報共有を図る。</p>
<p><b>(4) 公有財産管理事務の適正化について</b></p> <p>公有財産管理事務の適正化については、これまでの定期監査において繰り返し改善を求めてきたところであるが、行政財産使用許可台帳等の作成漏れ、所定の様式によっていないもの、直近の状況の記載のないものなど、不適切な処理が多く見受けられた。</p> <p>また、行政財産使用許可については、事務処理の便宜のため、多くの所属において、台帳の他、独自に一覧表を作成して活用している実態もあった。</p> <p>については、各執行機関においては、今まで以上にチェック体制を強化し、より正確な財産台帳の整備を行い、公有財産管理事務の一層の適正化を図られたい。</p> <p>また、管財課及び教育施設課にあつては、各執行所属の上記のような状況も踏まえ、行政財産使用許</p>	<p><b>(各執行機関、管財課、教育施設課)</b></p> <p>行政財産目的外使用許可の適正な管理にあたり、台帳の作成は必須であるため、公有財産管理事務研修等において、行政財産使用許可台帳が適正に作成されるよう、周知徹底を図った。</p> <p>なお、台帳には、当初許可時からの履歴を記載することにしているが、電柱類（電柱、支柱、支線等）については、許可件数が多いこと、使用料単価が法律で定められており、履歴を追う必要性が乏しいことから、台帳が未作成の所属に対しては、電柱類の許可台帳に限り、履歴の記載の省略を認めることにより、作業負担の軽減を図ることとする。</p> <p>また、今後、公有財産管理システムを更新する際には、使用許可台帳のシステム化等により、事務の効率化を図られるよう検討したい。</p>

<p>可台帳に関する事務を効率化するための方策を検討されたい。</p>	<p>(公安委員会)</p> <p>業務の適正・効率化を推進するため、行政財産の使用許可や普通財産の貸付をエクセルベースでデータ管理しており、定期的にそのデータと財産台帳を突合・点検し、記載漏れ等のチェックを行い公有財産の適正管理を図っている。</p>
<p><b>2 組織及び運営の合理化に資するための意見</b></p> <p><b>備品の適正な処分について</b></p> <p>① 不用物品売却に当たっての競争性の向上</p> <p>監査対象期間における不用物品の売却状況は、売却点数171点で、売却金額合計7,723千円余であった。なかには、売却方法や売却先を工夫して、ネットオークションによりマイクロバスを2百万円余で売却したり、該当車両の海外での需要を念頭に見積合わせを行い、1百万円余の収入を上げるなど、想定以上の売却益を得ている事例があった。また、車両の更新に当たり、既存車両を下取りとする新旧車両の交換の一般競争入札を実施し、個別に取得、処分する場合に比して、より有利な条件で車両を更新した事例もあった。</p> <p>については、各執行機関においては、ネットオークションや競争入札の積極的活用、あるいは、ニーズを踏まえた適切な業者選定による見積合わせなど、より効果的な売却方法を検討されたい。</p> <p>また、下取り備品との交換契約の手法による備品取得は、国や他県において、既に制度化して実施されているところであり、出納局においては、所要のマニュアルや標準契約書の整備について検討されたい。</p> <p>② 売却に関する情報の提供</p> <p>使用不可能な備品についても、材質や数量によっては、スクラップ等として売却可能なものも存在するが、多くの所属では、売却の実績がなく、買取価格の相場や売却先に関する情報を持たないことから、売却可能性を事前に検討することなく、前例に従い廃棄している事例もあった。</p> <p>については、出納局においては、売却可能性のある備品の処分に関して、売却実績、売却方法、取扱業者等の情報を収集し、売却可能性や売却方法について、わかりやすく情報提供することを検討された</p>	<p>(各執行機関、出納局)</p> <p>不用物品のより効果的な売却方法については、売却金額、売却方法、売却先等の情報提供を行い適切な備品の処分について周知した。</p> <p>また、下取り備品との交換契約の手法による備品取得については、国における制度の考え方や他県の実施状況を確認し、今後のニーズも踏まえ研究していきたい。</p> <p>(公安委員会)</p> <p>入札の競争性を確保するため、売却予定金額に応じて複数人から見積りしており、見積書徴取先は、暴力団排除の徹底を図るため、「島根県の発注する物品の売買、借り入れ等に係る入札の参加資格者名簿」の中から選定している。</p> <p>(出納局)</p> <p>平成29年度及び平成30年度上期における各所属の不用物品売買実績を調査し、各所属に対して売却金額、売却方法、売却先等の情報提供を行った。</p>

い。

### ③ 一元的な売却等への取組

公用車の処分について、警察本部においては、本部に対象車両14台を集約し、見積合わせにより売却し、総額837千円、一台当たり59,700円余の売却収入を上げている。

一方、その他の部局では、マイクロバスなど合計7台を売却しているものの、他の80台は、一部のスクラップ収入を差し引いても、車両1台当たり約12,800円の費用を支出して処分している。

については、公用車の処分経費を収益に転換し、併せて各機関の処分に要する事務負担を軽減する観点から、出納局においては、全庁的な公用車の一元的売却について検討されたい。

また、本庁においては、毎年度多くの備品あるいは消耗品を産業廃棄物等として個別に各所属が廃棄しているが、契約手続が煩瑣である上、鉄くずについては一定の重量があれば売却可能なものである。

については、本庁において、対象備品等の範囲を定めて一括売却又は廃棄処分することについても併せて検討されたい。

### (出納局)

全庁的な公用車の一元的売却については、保管場所の確保や維持管理等の課題があるが、廃棄処分とあわせ、引き続き検討していきたい。

なお、各機関の処分に要する事務負担を軽減する観点から、車両や備品を不用決定した際の売却又は廃棄の手続きについてフロー図を用いてわかりやすく周知した。

また、備品の一括売却又は廃棄処分については、備品等の範囲を定めることが可能であるか引き続き検討していきたい。